

学校教育と少年院の矯正教育

竹林綺夏

- 1 はじめに
- 2 日本の学校教育
- 3 海外の学校教育
- 4 日本と海外の比較
- 5 少年院の矯正教育
- 6 おわりに

1 はじめに

私たちは、ゼミの中で、閉鎖空間での矯正教育は可能かどうかという問題について議論をした。そして、「可能である」という結論が大多数を占めた。私自身も閉鎖空間での矯正教育は可能であると考え、現在もその考えは大きく変わっていない。

しかし、平成 27 年の少年院出所者について、令和元年までの各年における再入院・刑事施設入所率は、「2 年以内では 11.8%であるが、その後も緩やかに上昇しており、5 年以内では 22.7%」であるというデータがある¹。これは、5 人に 1 人が罪を繰り返していることになる。また、同じく平成 27 年の出所受刑者再入率を見てみると、「総数の 2 年以内再入率は 18.0%，5 年以内再入率は 37.5%」であった²。両者を比較しても、少年院出所者の再入院・刑事施設入所率は決して低い数字ではないのではないかと感じた。そこで、現在の少年院における教育プログラムについて興味を持った。

加えて、ゼミでの議論の中には、「学校教育も閉鎖空間ではないだろうか」という意見があった。その意見が印象的であり、私自身も共感をした。そこで、学校教育と矯正教育における共通点や相違点を比べることで、矯正教育において、より再び罪を犯してしまう少年を減らすためにどのようなことをするべきであるのか検討したい。

2 日本の学校教育

まずは、現在の日本の学校教育について、見ていきたいと思う。日本の学校教育は、教育基本法に沿って行われている。第 1 条では、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と定めており、教育の目的を規定している。この条文で、具体的には、3 点の目的を掲げていると読み取れる。①人格の完成、②平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成、③心身ともに健康な国民の育成の 3 点である。

¹ 法務省（2020 年 11 月 24 日）「令和 2 年版 犯罪白書」第 5 編/第 2 章/第 5 節/3
〈https://hakusyol.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67_2_5_2_5_3.html〉（2023 年 1 月 22 日閲覧）。

² 法務省・前掲注（1） 第 5 編/第 2 章/第 3 節/2
〈https://hakusyol.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67_2_5_2_3_2.html〉（2023 年 1 月 22 日閲覧）。

これを基準として、続く第 2 条では具体的な目標が掲げられている。第 2 条を分解してみると、①幅広い知識と教養を身につける、②真理を求める態度を養う、③豊かな情操と道徳心を培う、④健やかな身体を養う、⑤個人の能力を伸ばす、⑥創造性を培う、⑦自主及び自律の精神を養う、⑧職業及び生活との関連を重視して勤労を重んずる態度を養う、⑨正義と責任を重んずる、⑩男女の平等を重んずる、⑪自他の敬愛と協力を重んずる、⑫主体的に社会の形成に参画してその発展に寄与する態度を養う、⑬生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う、⑭伝統と文化を尊重する態度を養う、⑮我が国と郷土を愛する態度を養う、⑯他国を尊重する態度を養う、⑰国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う、といった内容が書かれている。教育基本法が基準となり、そのほかに、学校基本法や文部科学省が定める学習指導要領などでも、どのような教育をしたらよいか詳しく定めており、これらに沿って学校教育は行われている。学習指導要領について、文部科学省の HP では、「主体的・対話的で深い学び」を強調していたり、①学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性など、②実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能、③未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など、という 3 つの力をバランスよく育むと示したりしている³。このことから、教育基本法に基づいて、日本の学校教育のカリキュラムが組まれていることがわかる。さらに、これらを見る限り、日本の学校教育の特徴として、学カスキルも重要視はしているが、特に態度の養成といった人格形成という点に重点を置いているように見える。

3 海外の学校教育

では、海外の学校教育はどのような方針でカリキュラムが組まれているのだろうか。本レポートでは、国全体での教育の基準を設けているアメリカとオーストラリアについて見てみることにする。

(1) アメリカ

文部科学省国立教育政策研究所と JICA による「グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査」によると、「アメリカの教育課程は州ごとに異なるだけでなく、実際の編成レベルが学区である」⁴。ただし、CCSSO と NGA によって主導されるコモンコア・ステイトスタンダードと呼ばれる、州を超えた共通の基準が 2010 年にできた。「グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査」がされた 2011 年～2014 年 3 月までに「すでに 46 州とコロ

³ 文部科学省「平成 29・30・31 年改訂学習指導要領の趣旨・内容を分かりやすく紹介」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1383986.htm) (2023 年 1 月 22 日閲覧) 参照。

⁴ 文部科学省国立教育政策研究所・JICA「グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査」アメリカの教育課程
(https://www.jica.go.jp/hiroba/teacher/report/prmiv10000002siq-att/comparative_survey01_06.pdf) (2023 年 1 月 19 日閲覧)。

ピア特別区が採択して」いる⁵。つまり、ほぼ全米で採択されており、アメリカの大多数の地域がこの学校教育の基準に沿ったカリキュラムを組んでいるということになる。

このコモンコア・ステイトスタンダードは、「すべての生徒が高校卒業までに大学や職業に必要な読み書き能力を身につけることができるよう、K-12 の次世代規格を作成するという州からの要請を実現するため」作られたとされている⁶。概要としては、学力に関するスキルを身につけるための基準が定められているとあるのみで、人格形成に関わる記述は見受けられなかった。このことから、アメリカは学力・能力の育成に重点を置いているということができそうである。

(2) オーストラリア

続いて、オーストラリアについて見ていく。オーストラリアは、2008 年からナショナル・カリキュラムの開発が行われている。2008 年に発表された新たな国家教育指針「メルボルン宣言」にて、①オーストラリアの学校が公平性と卓越性を促進すること、②オーストラリアの若者が成功した学習者、自信に満ちた創造的な個人、活動的で教養のある市民となること、という 2 点を教育目標として掲げ、これをもとにナショナル・カリキュラムが開発されているという⁷。ここで、この宣言の中では、学習面、人格形成という面、共に目標として掲げられていることがわかる。

そして、ナショナル・カリキュラムは、①いわゆる教科にあたる各学習領域の教授・学習、②汎用的能力の育成、③領域横断的な優先事項の扱いが同程度に重視されている、という特徴をもつとされる⁸。具体的に、「汎用的能力」とは、「各学習領域をまたがって必要とされる知識、スキル、行動および態度を示したもの」であり、「領域横断的な優先事項」とは、「オーストラリアのすべての子どもが学習すべき現代的課題として、アボリジナルおよびトレス海峡島嶼民の歴史と文化、アジアとのかかわり、持続可能性の三つが含まれている」ものをいう⁹。メルボルン宣言をもとに開発されているということもあり、やはり、学習面、市民としての健全な人格形成が共に重要視されているように見える。

4 日本と海外の比較

ここまで、日本に加え、アメリカとオーストラリアの学校教育の方針も見てきた。そこで、それぞれを比較してみると、日本は学習面も重視しているが、特に態度の養成を重視しており、健全な人格形成を重視していると考えられる。アメリカは逆に学力、能力といったスキ

⁵ 文部科学省国立教育政策研究所・JICA・前掲注（4）。

⁶ CCSSO（2010 年 6 月 2 日）「Common Core State Standards」
https://learning.ccsso.org/wp-content/uploads/2022/11/ELA_Standards1.pdf
（2023 年 1 月 19 日閲覧）。

⁷ 文部科学省国立教育政策研究所・JICA・前掲注 オーストラリアの教育課程
https://www.jica.go.jp/hiroba/teacher/report/prmiv10000002sig-att/comparative_survey01_07.pdf（2023 年 1 月 19 日閲覧）参照。

⁸ 文部科学省国立教育政策研究所・JICA・前掲注（7）参照。

⁹ 文部科学省国立教育政策研究所・JICA・前掲注（7）。

ルをつけることに重きを置いていると考えられる。そして、オーストラリアは日本とアメリカの間のような、学習面、人格形成面、共に重視していると考えられる。

では、その効果に違いはあるのだろうか。ここで、2018年の国立教育政策研究所による、「OECD生徒の学習到達度調査」というものがある。全参加国・地域（79か国・地域）における学習到達度の比較をしたランキングを見ると、数学的リテラシーに関して、上位20位までに日本が6位で入っており、オーストラリアとアメリカは入っていなかった。読解力に関して、上位20位に日本が11位、オーストラリアが16位に入っており、アメリカは入っていなかった。科学的リテラシーに関しては、上位20位に日本が5位、オーストラリアが17位、アメリカが18位という結果になっている¹⁰。この結果から、アメリカは日本・オーストラリアに比べて低い傾向といえるだろう。

また、2020年の犯罪発生状況を比較してみると、それぞれ10万人当たりとして、殺人はアメリカが6.5件、オーストラリアが0.9件、日本が0.3件、暴行はアメリカが246.8件、オーストラリアが292件、日本が19.1件、強盗はアメリカが86.2件、オーストラリアが40.6件、日本が1.8件となる¹¹。また、外務省の情報によると、2019年のアメリカのデータと日本のデータで比較すると、アメリカの殺人と強盗の合計件数は、日本の殺人と強盗の合計件数の約115倍¹²。オーストラリアについては、「オーストラリア全体と比較して、各種犯罪発生率は低い数値となっている」キャンベラ首都特別地域で「罪種により犯罪発生率が日本のおよそ2倍から50倍近くを示している」とある¹³。これらのデータを参考に考えると、教育において人格形成を重視している度合いに比例して学力は高く、犯罪率は低いと見ることができるだろう。よって、人格形成に関する教育は重要であると考えられる。

5 少年院の矯正教育

ここまで学校教育について見てきたが、矯正教育ではどのようなことをしているのか。

矯正教育の目的は、少年院法第23条で示されている。主に、①在院者の犯罪的傾向を矯正する、②健全な心身を培わせる、③社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させる、という3点が目的として示されているといえるだろう。

矯正教育の主な内容としては、教科指導・生活指導・職業指導・体育指導・特別活動指導が行われている。教科指導では、基礎学力の向上や、義務教育、高校卒業程度認定試験受験

¹⁰ 国立教育政策研究所（2019年12月3日）「OECD生徒の学習到達度調査」
<https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/2018/01_point.pdf>（2023年1月19日閲覧）参照。

¹¹ Knoema「World and national data, maps & rankings」
<<https://jp.knoema.com/atlas>>（2023年1月21日閲覧）参照。

¹² 外務省（2021年8月12日最終更新）「アメリカ合衆国（米国）安全対策基礎データ」
<https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_221.html>（2023年1月20日閲覧）参照。

¹³ 外務省（2022年2月28日最終更新）「オーストラリア安全対策基礎データ」
<https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_071.html>（2023年1月20日閲覧）。

のための指導を行っている。生活指導では、善良な社会人として自立した生活を営むための知識・生活態度の習得、職業指導では、勤労意欲の喚起や職業上有用な知識・技能の習得、体育指導では、基礎体力の向上を目的に指導を行う。特別活動指導においては、社会貢献活動や野外活動、音楽の実施をすることで指導を行っている¹⁴。

教科指導においては、東洋経済 ONLINE の少年院での授業について書かれた記事によると、「にぎりこぶしを膝に置き、椅子に直角に座り、背筋を伸ばし、いわゆる学校でクラスの全体写真を撮るときに前列で椅子に座っている姿勢を授業中、常に皆がして」いて、授業中は席の移動を禁止しているため、「黒板で問題を解かせる」などもしておらず、静かで緊張感のある中、指導がなされているという¹⁵。

生活指導においては、「基本的生活習慣、遵法的・自律的生活態度、適切な対人関係の持ち方及び保健衛生に関する正しい知識を身につけることを目的とした指導」を行う基本的生活訓練、「非行に関わる意識、態度及び行動面の問題を改善することを目的とした指導」を行う問題行動指導、「資質、情緒等の問題の変容を支援することを目的とした指導」を行う治療的指導、「犯罪被害者等の心情等を理解し、罪障感及び慰謝の気持ちをかん養することを目的とした指導」を行う被害者心情理解指導、「保護者その他相当と認める者との関係を改善し、適切に維持し、又は調整することを目的とした指導」を行う保護関係調整指導、「進路選択、生活設計を明確にし、社会復帰に対する心構えを身に付けることを目的とした指導」を行う進路指導などがある¹⁶。生活指導は少年院に入院した少年それぞれの事情に合わせて行われ、例えば、薬物に対する依存がある場合には、薬物非行防止指導がなされ、「薬物の害と依存性を認識するとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解し、再び薬物を乱用しないことを目的とした指導」を行う¹⁷。生活指導における指導方法はグループワークや個人指導によって行われる。特にグループワークは固定メンバーで行われることもある¹⁸。

体育指導においては、「各種スポーツやダンスを通じて、健全な身体の発達を促し、運動能力や健康で安全な生活を営む能力を育成することを目的とした指導が行われている¹⁹。」

特別活動指導においては、役割活動などの自主的活動、クラブ活動、情緒的活動、行事、社会貢献活動といった内容の指導を行う。特に、行事は文化祭や運動会など、通常の学校でも行われるものを多く含んでいる²⁰。役割活動においては、例として、多摩少年院では、週番、副週番、整備係、衛生係、文化係、レク係、給食係、生物係などがあるという²¹。

¹⁴ 法務省「少年院」〈https://www.moj.go.jp/kyouseil/kyousei_kyouse04.html〉（2023年1月20日閲覧）参照。

¹⁵ 東洋経済 ONLINE：高橋一雄（2022年5月6日）「「少年院」で数学を教えた先生が見た学校との違い」〈<https://toyokeizai.net/articles/-/580349>〉（2023年1月22日閲覧）。

¹⁶ 文部科学省・前掲注（14）参照。

¹⁷ 文部科学省・前掲注（14）参照。

¹⁸ 文部科学省・前掲注（14）参照。

¹⁹ 文部科学省・前掲注（14）。

²⁰ 文部科学省・前掲注（14）参照。

²¹ 法務省「多摩少年院の概要」〈<https://www.moj.go.jp/content/001238658.pdf>〉（2023年1月22日閲覧）参照。

6 おわりに

ここまで、まず日本の学校教育と海外の学校教育を比較したが、人格形成に関わる教育が重要であるという考えに至った。それを踏まえて矯正教育の現状を見てみると、人格形成に関する教育を強化してもいいのではないかと考えた。

特に、日本の学校教育では、「主体的・対話的で深い学び」を強調している中、矯正教育の中では、様々な禁止事項の中で指導がなされている。その禁止事項には、雑談の禁止も含まれており、教官と少年の間でも話してはいけないことが存在するという²²。私は、学校教育と矯正教育の差として一番大きいのはそこであるとする。非行少年を扱う中で、雑談をすることが更生の障害となったり、悪影響を及ぼしたりする可能性があるため、禁止されているのかもしれないが、雑談を禁止しすぎるとするのは少年のコミュニケーション不足を招き、人格形成においても良いとはいえないと考える。そこで、教官と1対1で話す時間を設け、人の気持ちを考えながら話したり、自分の気持ちを言葉にする練習をしたりするべきであると考えた。他にも、多摩少年院では導入されているが、行事に意見発表会やスピーチコンテストなどを積極的に導入することも良いと考えた。現在少年院では、日記指導やグループワーク、個別面接等も行われているが、日記のように文字に起こすことと、言葉として発することは異なるだろうし、ワークブックに沿った内容を話すことと、自分が日々の中で感じたことを言葉にすることは異なると思う。少年院の中では、自由時間も設けられている。日々のプログラムの中や自由時間の中などで、自分が何を感じ、何を思ったのかを言葉として発すること、それに対する相手の反応を見て、次の発言を考えるという訓練も社会に出るにあたっては必要であると考えた。

また、学習発表会のような行事を導入するのも良いと考えた。つまり、演劇を複数人で行い見せ合うということだ。人格形成において、様々な人を知るということは重要だと考える。学校教育において導入されているのも、自他の敬愛を育てる目的もあるのではないだろうか。学習指導要領においても、物語の登場人物の行動を具体的に想像する力を身に付ける指導をするよう記載があり、その方法として、物語を演じる活動というものも含まれている²³。演劇のように自分とは違う人間を演じるという体験は、人を知るという面においては有効だと考えた。関連して、被害者心情理解指導においても、ロールプレイを多用することによって、自分以外の者の気持ちがわかり、理解は深まるのではないかと考えた。

本レポートを通して、学校教育も矯正教育も最終的に、心身ともに健康で、社会の中で平和かつ民主的に生きていくことのできる、人格の完成した人間を育てることという目的は共通していると感じた。そのため、矯正教育においても、学習指導要領などに書かれており、学校教育において導入されているもの、また今後導入されていくものについては、少年院という性質に合わせながらも、柔軟に取り入れて指導を行っていくことは重要であると考えた。

²² 東洋経済 ONLINE：高橋一雄・前掲注（15）参照。

²³ 文部科学省（2017年3月）「小学校学習指導要領」31頁
〈https://www.mext.go.jp/content/1413522_001.pdf〉（2023年1月22日閲覧）参照。